

5 議案要旨

議案第29号

「北九州市行政手続条例の一部改正について」

1 議案提出理由

本市においては、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法と趣旨を同じくする「北九州市行政手続条例」を平成8年3月に制定し、同年7月から施行している。

近年、デジタル技術の進展が著しいことから、その効果的な活用のための規制の見直しをするため、国においては、アナログ規制を定める個別法の改正等を行う「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。）」を令和5年6月16日に公布した。

この中で、書面による掲示規制の見直しとして、特定の場所において書面で掲示する不利益処分に係る公示送達による通知について、インターネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるように行政手続法を含めた公示送達の規定をもつ複数の法律が一括改正され、施行期日が改正から3年以内とされていた。

その法改正の施行期日が、令和7年12月17日に政令によって令和8年5月21日に確定したこと踏まえ、本市条例についても同様の改正を行うもの。

2 改正内容

行政庁が法令、条例又は規則の規定による不利益処分（特定の名宛人に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。）を行うときは、これを行う前に聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要がある。

聴聞及び弁明の機会の付与を行う際は、その旨を書面により処分の相手方に通知する必要があるところ、その者の所在が判明しない場合において、2週間事務所の掲示場に必要事項を記載した書面を掲示することで当該通知がその者に到達したとみなす公示送達を行っていた。

行政手続法の改正を踏まえ、北九州市ホームページに登載することにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、引き続き事務所の掲示場においても必要事項を記載した書面を掲示して、公示送達を行うものとする。

3 施行期日（関係法令など）

令和8年5月21日（改正行政手続法の施行日）

議案第30号

「北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

審査請求の審理手続において審理員等に提出される書面等の写し(審査請求人に無償で提供されるものを除く)について、現行の紙による交付の方法に加え、オンラインで交付する方法を導入するのに伴い、その場合の手数料に関する規定を追加するもの。

2 改正内容

オンライン交付の場合の手数料の額を、「オンライン交付する電子データを紙(片面)に印刷するとしたら出力される紙の枚数に、10円を乗じた額」とする。

3 施行期日(関係法令など)

令和8年4月1日

【参考】用紙による交付の場合

- ・モノクロコピー 片面1枚につき10円
- ・カラーコピー 同 20円

※ 本市条例の手数料の額は、用紙・オンラインともに国の場合(政令)の手数料の額と同じ。

議案第31号

「北九州市犯罪被害者等支援条例について」

1 議案提出理由

犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図るため、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めるもの。

2 条例制定の背景

国や福岡県、他都市の動向も踏まえ、令和7年4月に、「北九州市犯罪被害者等見舞金制度」を創設した。

この制度創設に続き、北九州市における更なる犯罪被害者等への支援施策の検討にあたり、令和7年度中に「北九州市犯罪被害者等支援検討会」を開催し、北九州市の課題や支援の方向性等について、有識者の専門的見地からの意見を聴取した。この中で、犯罪被害者等の支援に特化した条例制定の必要性が示されたことを受け、基本理念及び支援の基本となる事項等を定める条例を制定するもの。

3 施行期日（関係法令など）

令和8年4月1日

議案第32号

「北九州市手数料条例の一部改正について」（うち、総務市民局所管分）

1 議案提出理由

北九州市印鑑条例に規定する印鑑登録証明書の交付手数料等について、住民票の写しなど、その他の証明書交付に関する手数料を規定している北九州市手数料条例に新たに設定することにより、証明書手数料について一元的に規定するもの。あわせて、北九州市印鑑条例に記載している手数料規定は、附則により関連手数料規定を削除する。

2 改正内容

- (1) 印鑑登録証の再交付申請に係る手数料の追加
5年以内の印鑑登録証の再交付申請の場合、500円
- (2) 印鑑登録証明書交付手数料の追加
1通につき300円

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考】

北九州市印鑑条例第15条

- 1項 印鑑登録証の再交付 → 改正後：手数料条例 別表第14号
- 2項 印鑑登録証明書 → 改正後：手数料条例 別表第14条の2

議案第48号

「北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」

1 議案提出理由

マイナンバーカードに搭載している電子証明書については、令和7年度以降、有効期限の更新等の急増が見込まれることから、令和7年7月1日より市内郵便局10局で電子証明書の更新等事務の委託を開始した。

また、令和5年の法改正により、住民票や戸籍に「氏名の振り仮名」が記載されることが決定し、令和8年5月26日以降、電子証明書の更新等業務の際にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載・記録業務が加わる。

このため、令和8年度も引き続き、市内郵便局10局を取扱郵便局として指定するもの。

2 議案内容

(1) 指定期間及び指定する郵便局

指定期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

指定郵便局：門司郵便局、北九州中央郵便局、小倉西郵便局、曾根郵便局、若松郵便局、二島郵便局、八幡郵便局、八幡南郵便局、八幡西郵便局、戸畑郵便局（計10局）

(2) 取扱う事務

①マイナンバーカード署名用電子証明書の発行及び失効

②マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の発行及び失効

③マイナンバーカード券面記載事項変更への対応

3 関係法令

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 略

5 略

議案第54号

「包括外部監査契約締結について」

1 議案提出理由

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、この案を提出する。

2 議案内容

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期 令和8年4月1日
- (3) 契約金額 1,629万6,296円(税込)を上限とする額
(前年度と同額)
- (4) 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。
ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。
- (5) 契約の相手方及びその資格 北九州市小倉北区篠崎二丁目4番3-1号
吉野 任(よしの まこと)
公認会計士

3 関係法令

地方自治法(抜粋)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 略

(2) 政令で定める市

2~8 略

地方自治法施行令(抜粋)

(包括外部監査契約を締結しなければならない市)

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。